

就学援助費支給対象者の認定基準

◎前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者を就学援助費支給対象者とする。

区分	認定番号	措置内容
要保護	1	生活保護法に基づく保護の開始
	2	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
準要保護	3	児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
	4	国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
		国民年金法第90条に基づく国民年金の保険料の免除
	5	地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
		地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
		地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
6	地方税法第367条に基づく固定資産税の減免	
6	生活福祉資金の貸付	

◎当該年度において、次のいずれかに該当するものを就学援助費支給対象者とする。

区分	認定番号	該当項目
準要保護	7	生活状態が不安定で、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者（別紙の『「認定番号7」に係る基準について』により積算した認定基準額と審査用所得額を比較し、審査用所得額が認定基準額以下の者）
	8	その他、災害のり災等特別の理由により、教育委員会が特に認める者

認定基準別紙「認定番号7」に係る基準について

1 認定基準額

認定基準額は、申請者の世帯(住民基本台帳が別世帯で生計を同一にする者を世帯の世帯員に含む。)を単位として算定するものとし、以下で算定する**生活扶助額、教育扶助額、住宅扶助額**の合計とする。

【生活扶助額の算定】

- (1) **第1類**の額(世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に世帯人員の数に応じた逓減率を乗じて得た額)、**第2類**の基準額及び生活扶助本体に係る**経過的加算額**を合計し、世帯人員1人につき**特例加算1,500円**を加えた額の1円未満を切り捨て、10円未満の端数を切り上げた額とする(A)。

(金額：円)

第 1 類					
年齢別		逓減率			
0～5歳	39,680	1人	1.00	7人	0.55
6～11歳	41,350	2人	0.87	8人	0.52
12～17歳	43,850	3人	0.75	9人以上	0.50
18～64歳	41,760	4人	0.66		
65～74歳	41,350	5人	0.59		
75歳以上	35,500	6人	0.58		

(金額：円)

第 2 類										
区分	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増すごとに 加算する額
基準	27,790	38,060	44,730	48,900	49,180	55,650	58,920	61,910	64,670	2,760

(金額：円)

生活扶助本体に係る経過的加算										
区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
0～2歳	0	490	0	0	0	0	870	80	0	0
3～5歳	0	490	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	620	240	1,440	2,700	3,550	3,540
18～19歳	410	880	0	220	1,850	1,460	2,590	3,780	4,600	4,590
20～40歳	410	880	0	0	590	190	1,330	2,520	3,340	3,320
41～59歳	410	880	0	0	0	0	0	1,070	1,890	1,880
60～64歳	410	880	0	0	0	0	0	0	450	430
65～69歳	0	0	0	0	0	0	0	0	650	640
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	680	1,210	0	0	0	0	0	530	1,220	1,210

(2) Aに冬季加算及び期末一時扶助を加えたものを**生活扶助額**とする。

(金額：円)

人数	地区別冬期加算	期末一時扶助(月額)
1人	1,096	1,021
2人	1,554	1,664
3人	1,767	1,715
4人	1,908	1,930
5人	1,963	2,011
6人	2,088	2,287
7人	2,175	2,430
8人	2,242	2,572
9人	2,317	2,695
10人以上 1人を増すごと に加算する額	75	123

【教育扶助額の算定】

教育扶助額については以下の項目の合計額とする。(月額)

(金額：円)

項目	小学校	中学校
基準額	2,600	5,100
学校給食費	4,207	4,953

【住宅扶助額の算定】

住宅扶助額については以下の金額とする。(世帯単位に測定)

(金額：円)

金額
13,000

2 審査用所得額

(1) 審査用所得額は、世帯の各人の、次の表の左欄に掲げる総所得を含めるものの合計額から同表の右欄に掲げる「総所得から控除するもの」の合計額を控除した額(以下、「控除後総所得額」という。)の合計額とする。

控除後総所得額の算定の基礎となる総所得に含めるもの及び総所得から控除するもの

総所得に含めるもの		総所得から控除するもの
総合課税所得	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得 給与所得、譲渡所得(土地・建物等以外) 一時所得、雑所得	社会保険料控除(全額) 小規模企業共済等掛金控除(全額)

分離課税所得	山林所得 譲渡所得(土地・建物等) 上場株式等に係る配当所得等 上場株式等に係る譲渡所得等 一般株式等に係る譲渡所得等 先物取引に係る雑所得等 土地の譲渡等に係る事業所得等
--------	--

※1 各所得は所得税法の規定により算出するものとする。

※2 令和3年度以降の個人市民税に係る給与所得又は雑所得(公的年金等に係るもの。以下同じ。)を有するものについては、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額を用いることとする。

- (2) 4月から6月の認定期間の審査は当該年度の前年度の個人市民税に係る所得額、7月から翌年3月の認定期間の審査は当該年度の個人市民税に係る所得額を用いる。

3 審査方法

審査用所得額が認定基準額の1.25倍以下の場合に就学援助費の支給対象者として認定する。

$$\text{審査用所得額} = \text{世帯の控除額の合計額} - \text{世帯の総所得額の合計額}$$

$$\text{認定基準額} = \text{生活扶助額} + \text{教育扶助額} + \text{住宅扶助額}$$

認定される世帯の所得基準倍率

$$\frac{\text{審査用所得額}}{\text{認定基準額}} \leq 1.25$$

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。